

ケガなどをされた場合

- 《たすけあい》《あいぷらす》《ずっとあい》《学生総合共済》《新あいあい》にご加入の方
ケガの通院、入院、手術などが対象になります。

※ご加入の商品によっては上記の保障がない場合もございます。

住宅や家財の損壊があった場合

地震を直接の原因として住宅や家財の損壊があった場合、被害の程度によって共済金・見舞金がございます。

- 《たすけあい》《あいぷらす》《ずっとあい》《学生総合共済》にご加入の方

居住している住宅および家財の損害額が20万円以上の場合、異常災害見舞金規則により見舞金をお支払いいたします。

全壊・全焼／半壊・半焼／流失	50,000円
一部壊・一部焼・床上浸水	10,000円

※1世帯に1回のお支払いとなります。

※全壊・全焼／半壊・半焼／流失／一部壊・一部焼・床上浸水の認定は規則に沿って行います。

※《たすけあい》の一部のコースにある住宅災害共済金については、地震・津波・噴火による住宅災害は支払対象外となります。

●火災共済にご加入の方

火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります。

※「貸家」「空家」の場合は、支払対象外となります。

※建物本体以外の門、塀、物置、車庫、納屋などの損害は、お支払い対象となりません。

●自然災害共済にご加入の方

地震等共済金 ※一部抜粋

損害額	支払額
100万円超	加入口数に応じてお支払い

地震等特別共済金

損害額	支払額	
	大型タイプ	標準タイプ
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	45,000円	30,000円

※その他、建物本体以外の門、塀、物置、車庫、納屋などの損害は、一部保障になる場合があります。

！災害に便乗した悪質商法や詐欺が多数発生しておりますのでご注意ください！

「共済金で代金は全額支払われる」「共済金請求を代行する」などといって修理の勧誘を受けた場合は、その場で契約等に応じないでください。